

九重町告示第20号

九重町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成18年九重町条例第11号）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり指定管理者を指定したので、同条第3項の規定により告示する。

令和2年 3月19日

九重町長 日野康志

記

■施設の名称： 九重町ふるさと館

◎指定管理者に指定した団体

主たる事務所の所在地： 九重町大字右田 1918-14

団体の名称： 九重ふるさと館活性化協議会

代表者： 会長 甲斐 大史

◎指定の期間： 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの4年間